

議案第 8 6 号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1, 1 0 0 番地 1 2 かわさき市民活動センターブース番号 1」を「川崎市中原区新丸子東 2 丁目 9 0 7 番地 7 0 4」に改め、同表に次のように加える。

1 0	特定非営利活動法人 N P O レインボー	川崎市川崎区大師町 6 番 7 号
-----	-----------------------	-------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川崎市市税条例の適用）

2 改正後の条例別表 1 0 の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金に

については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定は、令和3年1月1日から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加し、及び特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。